

氏名	佐々木 智弘
学位の種類	博士（総合政策）
学位記番号	総博甲第6号
学位授与の日付	平成29年3月20日
論文題名	社会主義市場経済下の中国における官僚組織の 政治的影響力 ―電気通信事業改革を事例に
審査委員	主査（教授）須藤 季夫 （教授）山田 哲也 （教授）星野 昌裕 （教授）平岩 俊司（関西学院大学）

1. 論文の内容の要旨

本研究は、中国共産党一党支配体制のもとで、中国の官僚組織が政策形成プロセスにおいて、いかにしてその政治的影響力を行使してきたかを実証的に明らかにしたものである。具体的には、1990年代から2000年代に展開された中国の電気通信事業改革の過程を独占打破から競争導入への政治過程としてとらえ、電気通信事業の所管官庁である郵電部（1998年より情報産業部に改編）という官僚組織を中心に事例を取り上げて分析したものである。

論文の概要は次のとおりである。第1章「中国聯通設立をめぐる郵電部と機械電子工業部の政策競争ーアジェンダ設定と国務院の承認ー（1992年～1993年）」では、電気通信事業改革における郵電部と機械電子工業部（1993年より電子工業部に改編）の政治的影響力行使の戦略を比較分析した。中国では1980年代後半から増大する通信需要への対応が喫緊の課題となっており、この問題を対処するための政策が郵電部と機械電子工業部から提案された。郵電部はそれまで独占してきた専用電話網の有効活用によって通信需要問題に対処しようとしたのに対して、機械電子工業部は電気通信事業への新規参入を目指すことを目的に新会社・中国聯通の設立を提案した。この政策競争については、最終的に郵電部が提案した政策ではなく機械電子工業部の提案した政策が採用されるにいたった経緯を明らかにし、機械電子工業部がこの競争を勝ち抜いた要因として、鉄道部やエネルギー部（1993年より電力工業部に改編）といった複数の中央官庁の政治的リソースを集約するとともに、この問題の政策決定に大きな権限を持つ朱鎔基副総理（当時）の意向、すなわち競争導入のための国有企業改革にそった政策を提言したことを指摘し、機械電子工業部の戦略と比較する中で、郵電部が政治的影響力の行使に失敗し、機械電子工業部が提案した新会社・中国聯通の設立を阻止できず、電気通信事業における郵電部の独占状況が打破されていくプロセスを実証的に分析した。第2章「中国聯通の事業確定の政治過程（1994年1月～7月）ー郵電部と中国聯通準備指導グループの影響力行使」では、新会社・中国聯通の設立を許してしまった郵電部が、中国聯通の設立準備組織である中国聯通準備指導グループと競い合う中でその政治的影響力を行使し、中国聯通に対する事業参入規制を成功させて自らの利権を守っていくプロセスを分析している。中国聯通の事業確定をめぐる政治過程においては、中国聯通準備指導グループは出資主体が14もあったことからその内部調整に失敗し、自らに有利な参入条件を獲得できなかったことを明らかにする一方、郵電部側が所管副総理の意向をうまく探り当てることで、中国聯通への事業規制を成功させたことを明らかにしている。第3章「中国電信の4社分割案の策定過程（1998年3月～1999年2月）」では、国有企業改革による企業間競争を導入しようとする朱鎔基総理（当時）が、郵電部が管轄する電信会社・中国電信の独占打破を目的に、中国電信を固定電話、携帯電話、ページャー、衛星電話の事業ごとに2社分割する案を

提案したにも関わらず、最終的には情報産業部（1998年に郵電部より改編）が提案した事業別に4社分割する案、すなわち事実上情報産業部の独占的利権を守る提案が採択された政策形成プロセスを分析している。朱鎔基総理の提案は2社分割による競争状況の創設だったが、最終的に情報産業部は、朱鎔基総理からの国有企業改革とアメリカとのWTO加盟交渉の妥結という要請から、中国電信の分割を受け入れる政治的妥協をすることで、実質的には非競争状況を維持することのできる事業別4社分割という提案を朱鎔基総理に受け入れさせたことを明らかにした。第4章「固定電話事業者の携帯電話事業参入過程（1999年5月～2003年7月）」では、2000年以降に中国の電気通信事業に大きな再編が行われ、中国网通と中国鉄通の参入による6社体制となったが、とくに携帯電話事業の拡大につれて、この業務を取り扱う中国電信と中国移动の2大事業者間に競争関係が形成され、そのような環境のなかで情報産業部がいかにして組織利益を実現していったかを分析している。情報産業部は政府機構改革や中国のWTO加盟により電気通信事業への影響力が弱体化し、さらに国務院機構改革のなかで廃止の危機にあったが、通信事業者間に競争関係が生まれると、それを意図的に維持することで所管官庁の役割を再確認させ、情報産業部はとくに携帯電話事業の競争関係をコントロールする権限を守ることで組織利益を実現していったことを明らかにした。

以上の分析から得られた郵電部・情報産業部の政治的影響力行使に関する知見として、次のようなことが指摘されている。①郵電部・情報産業部は中国共産党中央や国務院で決まった政策を執行するだけの官僚組織ではなく、自らの組織利益を有する自律的な官僚組織である。②郵電部・情報産業部は、自らの組織利益の実現に有利な政策を政治指導者に選択させるために、政治過程における他のアクターとの相互作用の中で政治的影響力を行使してきた。③郵電部・情報産業部が政治的影響力を行使しようとする際、国務院指導者の政策指向を収集しそれに見合った政策情報を提供するが、そこでの情報提供については自らの利益に有利となる情報を選択的に取り上げていた。④郵電部・情報産業部による電気通信事業の独占が打破されたのち、同部が自らの政治的影響力を行使するための手法として、事業者間の不安定な競争状況を創出することで事業者に対する所管官庁としての政治的影響力を高めた。

2. 論文審査の結果の要旨

本論文は、総合政策研究科の学位論文審査基準のいずれの項目も満たしている。特に、本論文の独創性、特色は以下の点にあり、学界で初めて発表される研究成果が含まれていることから学術的価値は大きいと判断できる。第 1 は、国務院指導者が提起した政策を郵電部・情報産業部がそれを形骸化し自らが望んだ政策を採用させていくプロセスを実証的に明らかにしている点である。従来中国政治研究では、中央レベルの政策形成過程の分析において、中国共産党中央の指導部や国務院の主導的な指導者の強い意向が政策に反映されるとの前提にたつ議論が多かった。これに対して本研究は、社会主義市場経済の推進により中国社会が多元化していく 1990 年代から 2000 年代における電気通信事業改革を例にとり、政策形成プロセスに大きな力を持つ国務院指導者を中国の官僚組織がうまく利用しながら官僚組織としての政治的影響力を行使している実態を明らかにした。第 2 に、このような官僚の行動様式は、権威主義的アプローチや多元主義的アプローチといった、いずれにしても党の優位性を強調する従来の分析枠組では分析が難しいもので、党・国務院と官僚組織の相互作用によって中国の官僚組織が政治的影響力を行使するという分析視座を提供している。第 3 は、電気通信事業改革という事例研究が中国研究分野における斬新性と比較政治研究分野における有用性を示していることである。中国のような領域的に広大な国家の政策形成プロセスを論じる場合、どうしても地方の視点が必要となりやすく、その結果として政策形成プロセスにおける中国政治の独自性が強調されることが多くなる。しかし、本論文がとりあげた電気通信事業改革という事例は、地方アクターが入ってこないため中国研究としては斬新な研究テーマとなっており、中央レベルに限定した政治的影響力行使のメカニズムを明らかにすることで他国の官僚制との比較可能な視座をも提供している。

本論文の課題として、権威主義的アプローチや多元主義的アプローチでは解明できないことは指摘しつつも新たな分析枠組が明示的に示されていないことなどが考えられるが、本論文は学術的水準の高い博士論文となっており、比較政治への分析視座は今後のこの研究の発展的方向性として考えるべきものである。

平成 29 年 2 月 16 日

審査委員（主査）（氏名）須藤 季夫
（氏名）山田 哲也
（氏名）星野 昌裕
（氏名）平岩 俊司（関西学院大学）